

京都府知事 山田 啓二 殿

2006 年度  
京都府予算に関する申し入れ

2005 年 11 月 2 日

日本共産党府会議員団

団長 松尾 孝

小泉内閣がすすめる「構造改革」は、府民の暮らしと京都経済に深刻な事態を招いています。「景気が回復基調にある」とされ、一部の大企業は、リストラと下請けいじめにより「史上空前」のもうけをあげていますが、長引く不況と不良債権処理などで、資本力や競争力の弱い中小零細企業が倒産・廃業に追い込まれています。また、雇用も「改善された」といわれていますが、正規雇用は減少し、不安定雇用が増大するなど労働者の所得は大幅に後退しています。とりわけ青年と中高年齢者の雇用不安は依然として深刻です。

また、定率減税、特別配偶者控除の廃止などによる増税、介護保険制度の改悪など国民負担は増大し、さらにサラリーマン増税や消費税増税など、空前の庶民増税が計画されています。

いま、府民の暮らしと京都経済が大変な状況にある時にこそ、地方自治体は住民の暮らしを守り、「住民の福祉の増進を図る」ことに全力を尽くすことが必要となっています。

ところが、知事は「小泉改革に同感だ」とし、「行財政改革指針(いかくナビ)」「経営改革プラン」による「行財政体質の構造的改革が必要」として「経営の視点」「受益と負担」にもとづく施策の見直しを行っています。しかし、それは洛東病院の廃止や高校の統廃合、生活保護世帯見舞金の廃止など福祉の後退、ベンチャー企業や企業誘致偏重で伝統地場産業や中小零細企業対策の後退など、多くの府民にさらなる“痛み”を押しつけるものとなっています。

来年度の予算編成にあたっては、こうした姿勢をあらため、京都経済を立て直し、府民の暮らしと営業、雇用を守り、福祉の向上を図ることを第一とすること、そして地方財政削減を目的とした「三位一体改革」に反対し、地方自治を破壊する市町村合併押しつけをやめ、市町村がその本来の役割を發揮できるよう財政的にも全面的な支援を行うことが求められています。

よって、京都府におかれては、次の事項に留意し、来年度予算を編成するよう求めるものです。

予算の編成にあたっては「経営の視点」「受益と負担」との考えをあらため、なによりも府民の暮らしを支える予算とすること。そのためにも、福祉や医療、教育などの充実、京都経済の立て直しのため中小零細企業・伝統地場産業への支援、農林漁業への所得・価格保証を中心とした対策など、「府民の暮らし応援」の予算とすること。

地方自治体の財源保障機能である地方交付税の削減、義務教育費や生活保護費など国の責任を放棄する国庫負担金の削減に反対し、地方交付税率の引き上げ、税財源移譲、国庫補助金の自主的運用の拡大など、地方財政確保を国に求めること。

学研都市開発や和田埠頭、畑川ダム、木津川右岸運動公園建設など、不要不急の事業はいったん中止すること。あわせて、京都市内高速道路、関西空港2期工事の中止を求めるとともに、出資金の支出はただちに中止するなど、大規模開発、大型

公共事業の徹底した見直しを行い、無駄をなくすこと。

この基本にたつて、次の「当面する緊急重要事項」の要望を十分勘案し、予算に反映されるよう申し入れます。

## **当面する緊急重要事項**

### 1. アスベスト（石綿）対策の抜本的強化をはかること

アスベスト問題への不安が大きく広がっており、国において来年の通常国会でアスベストに関する法整備がようやくはじめられようとしています。すでに、本府での「アスベスト対策緊急措置条例」の制定をはじめとした対策が実施されていますが、健康被害対策や予防施策を抜本的に強化することがいっそう求められています。京都府として府内で40数社といわれる、労働安全衛生法に基づき指導してきた企業名の公表をはじめ、これまで責任をあいまいにしてきた国や事業者に対して、抜本的な対策を求めるとともに、本府として住民の安心と安全を守る立場から、対策の抜本的強化を求めます。

個人、建設業従事者等、関係するすべての府民にアスベスト特別健診を引き続き行うとともに、希望するすべての人にCTスキャン等の二次検診も特別健診の対象にすること。

また、健康保険組合や事業所検診でのCTスキャン等の二次検診の保障と中小企業の検診負担への支援を行うこと。

専門医療機関と連携した、検診体制・診療体制の充実をはかること。府立医大附属病院や府立病院でのアスベスト関連疾患に関する検診体制を充実すること。

労働局に対し、労働安全衛生法に基づき指導してきた40数社の企業名を明らかにするよう求めるとともに、労働者と周辺住民の健康調査を緊急に行うこと。また、中皮腫による死亡者や治療者の被曝履歴等の実態調査を行うよう国に求めること。

現在調査を進めている公共施設の調査結果にもとづき、速やかな防除策を講じる

こと。  
解体工事等アスベストの飛散防止措置を行うにあたっては、周辺住民への周知等万全の体制をとること。そのためにも、届出の指導や立ち入り検査等必要な体制の充実をはかること。

アスベストの飛散防止措置を確実にを行うために、中小零細企業及びマンションの撤去・改修工事等への資金を無利子・無担保・無保証で融資できる制度を創設すること。

アスベストの検査態勢を確立するため、機器購入・人員配置等、本府として検査態勢を確立するとともに、技術支援を行うこと。

## 2. 雇用の確保と安定をはかり、府民の暮らしを守る

ひきつづく景気の低迷の中で雇用・失業問題は依然として深刻で、とくに、青年の就職難やフリーター、ニートの増加は、一刻も放置できない事態です。派遣労働者や契約社員の増加、パート、アルバイトの増加などに見られる雇用の流動化を「是」とする本府の姿勢を改め、国に対し、リストラ支援や労働法制改悪による不安定雇用の拡大策をやめるよう求めるべきです。また、青年に仕事を保障し、安定した雇用を増やすため、大企業に社会的責任をはたすよう強く働きかけるとともに、中高年齢者、女性、障害者の就業支援など、自治体としての雇用促進対策を抜本的に強化するよう求めます。

深刻な就職難にある高校生・大学生やフリーター、ニートとなっている青年など、未来をになう青年に仕事を保障するため、大企業にたいし、新規採用抑制を中止し、青年を正社員として採用するよう、知事を先頭にして強く働きかけること。高卒の新規就職者を受け入れる中小企業にたいして、補助制度をつくること。

派遣労働者・青年労働者等の雇用や労働条件、権利保障などの実態調査を行い、労働環境の改善・整備を進めること。

若年者就業支援センター、北部センターのいっそうの機能強化をはるとともに、職業訓練や就職説明会などの拡充をはかること。新規未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険適用が受けられるよう雇用保険法の改善を国に求めること。

介護基盤整備の促進など福祉施設の充実、30人学級の実施、必要な消防職員の配置など、地元での雇用の場の拡大をすすめること。生活関連、福祉型公共事業を中心とした緊急雇用対策をいっそう拡充すること。

失業や経営破たんて暮らしが成り立たなくなっている府民を救済する臨時の公的就労制度をつくること。「暮らしの資金」の大幅な増額・通年化を実施すること。離職者支援資金の貸し付け要件を緩和し、誰でも使えるよう、府独自の対策を講じること。

中高年離職者や女性の再就職支援対策などを強めるとともに、法定雇用率を下回っている障害者の自立・就業支援対策の充実をはかること。

雇用拡大のためにも、国に対し、大企業のリストラを規制する法制化、違法なサービス残業の根絶など、労働条件の抜本改善の諸施策を講じるよう求めること。また、本府として、京都労働局と連携し、サービス残業を放置する企業名の公表など、実効ある措置を講じること。派遣、契約、パートなどで働く労働者への差別・格差をなくし、「均等待遇」のルールを確立するよう、国に強く働きかけること。

企業がすすめる解雇、人員削減、工場閉鎖などのリストラ計画の事前届出、地域経済と雇用への影響調査、地元市町村や商工会議所（会）など関係機関との協議を求める「リストラ対策条例」を制定するなど、雇用確保に最大限の努力を行うこと。

企業誘致に当たっては、新規の常勤者の雇用拡大に結びつくよう補助金対象の雇用要件を引き上げること。また、身勝手な撤退やリストラを行う場合は、補助金の返戻を求めること。

団塊世代の定年時期を迎える中、企業に対し定年の延長、希望する労働者への再就職の斡旋を求めるとともに、府としての相談窓口の設置、行政による公的就労の場を創出するなど、本格的対策を講じること。

### 3. 不況打開、京都経済の立て直しを

政府は「景気は持ち直し」などと言っていますが、落ち込みの特にひどい京都の府民と中小零細企業、商工業者の実感からはほど遠いものです。府民の暮らしを守るためにも、経営困難に直面している中小企業・伝統地場産業を支援し、京都経済の立て直しをはかることは、引き続き、府政の重要課題となっており、次の諸対策を強く求めます。

消費税の増税計画をやめるよう、国に強く要求すること。

ベンチャー企業や企業誘致偏重の施策を改め、「中小企業振興基本条例」(仮称)を制定し、府内経済と雇用を支える中小企業への振興対策を抜本的に強化すること。また、「伝統と文化のものづくり条例」が制定されたが、この条例が真に実効あるものとなるよう伝統産業の実態調査、後継者育成制度の確立等に取り組むこと。また、関係者の英知を結集して、京都経済の立て直しのため、真に実効ある振興策の確立をはかること。

枠的単独事業のこれ以上の削減をおこなわず、府の行う公共事業について、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめ、地元中小建設業者や官公需適格組合の仕事確保をはかること。また、バリアフリー化、耐震性の強化などを促進し、中小建設業者の仕事を確認する「住宅改修助成制度」を創設し、すでに実施している府内自治体に対し、支援を行うこと。小規模事業者登録制度を創設すること。

地域経済と商店(街)、生活環境に大きな影響を及ぼす大型店の相次ぐ出店を規制するため、小売商業調整特別措置法を活用し、自治体の独自規制を強化できるよう支援すること。また、国の大店立地法の見直しにあたって、需給調整排除の条項を削除するよう求めること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせる「まちづくり条例」を制定し、市町村と協力して大型店の無秩序な出店にたいする強力な指導を行うこと。商店街振興のための支援を抜本的に強めること。

新規開業や新事業への転換、新製品の開発に取り組む中小企業・業者に対し、無担保・無保証人・低利で、事業が成功したときから返済が始まる融資制度の創設、信用保証協会の保証枠の拡大など、融資制度の改善・充実をはかること。

中小企業金融の実態を調査し、「景気回復までの返済猶予」など、積極的な融資対策を講じること。中小企業あんしん借換融資について、国民金融公庫など政府系金融機関分にも対象を拡大し、新年度以降も延長・継続すること。

本府は、長年にわたり経営・金融・技術指導を一体とした中小企業支援体制をとってきたが、本年度からこれが「解体」され、経営指導は「京都産業21」へ、金融相談は民間銀行へ任せる体制となった。こうした体制を改め、中小企業への総合的な支援体制を維持するため、府としての経営診断員の配置、金融相談窓口の創設な

ど改善を行うこと。また、「小規模企業おうえん融資」等の中小企業支援融資については、事業者が身近に相談できる「団体窓口受付」の復活、商工会などへの経営診断の委託を再度実施し、中小企業振興をはかること。

#### 4、農林漁業への支援・振興策を抜本的に強め、農林漁業と農山村を守る

いま、日本の食料・農業は、農産物輸入の増大と政府の価格保障政策の放棄で、生産者価格の暴落など、再生産費も償えないなど農家の経営が深刻化し、後継者難にいつそうの拍車をかけ、中山間地での農村の「崩壊」さえいわれています。さらに、BSE問題や遺伝子組み換え食品など「食の安全」への不安も広がっており、こうしたもとの、国内農業の発展、自給率の引き上げと安全な食料の供給は重大な課題となっています。

ところが政府は、食料・農業・農村基本法にもとづく「基本計画」の見直しでは、食糧自給率引き上げ目標を先送りし、農業施策の対象を認定農家などに限定し、日本農業を支える多くの家族経営農家を切り捨てようとしています。これは小規模、家族経営中心の京都に大打撃を与えるもので、農業をいつそう衰退させるものです。

こうした「基本計画」に反対し、京都の農林漁業を支援・振興し、ふるさと農山村を守るため、次の諸対策の実施を強く求めます。

「米政策大綱」に反対し、家族経営を守る立場を堅持すること。そのためにも、米価下落の緊急対策を講じるとともに、政府に対し、不要な米輸入の削減、米価の下支え制度の確立、備蓄制度の見直しを求めること。

WTO交渉にあたっては、米を自由化の対象から外すよう要求すること。また、MA米は対外援助に回すよう政府に求めること。

野菜の価格・所得保障制度を拡充し、すべての産地が加入できるよう支援策を拡充すること。「こだわり農法」実施農家に対する所得保障制度を実施すること。

畜産振興のため、飼料の自給化、家畜診療体制の強化、酪農ヘルパー制度の拡充など、経営安定対策を強化すること。

安全性の確保が保障されていない米国産牛肉の輸入再開に反対し、国におけるBSE全頭検査の実施、BSE発生の原因究明とその早期解決を図る対策の強化を国に求めること。

外材の輸入規制、緊急を要する除・間伐へのいつそうの支援対策、造林経費控除を経費全額に引き上げることなどを国に求めること。

国産材の利用促進のため、公共事業や学校など公営施設での府内産材の優先使用、間伐材の利用など、需要拡大のための積極策を講じること。府内産材使用の住宅建設について、助成制度を設けること。バイオマスによる間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など山村地域での新たな事業の促進をはかること。

漁港整備の促進、育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいつそうの振興をはかること。水産加工、商品開発、流通への支援、加工施設整備への支援の強化をはかること。

エチゼンクラゲ（大型クラゲ）による被害実態調査を早急に進めるとともに、漁

業が継続できるよう被害補償及び緊急融資を行うこと。また、連続的発生メカニズム等の生態調査の強化を国に働きかけるとともに、漁網の改良や導入への助成など、対策を強化すること。

「食の安全」を確保するため、食品衛生監視員の増員・専任化をはかり、保健環境研究所、保健所、消費生活科学センターなどの体制強化と検査機器の充実をはかること。

「地産地消」の促進をはかるため、米飯給食だけでなく、学校給食や府立の福祉施設・病院等で地元産食材の活用をはかること。減反農家に小麦の転作を奨励し、学校給食のパンなどに使用すること。

「農業農村振興条例」を制定し、農家の組織化・共同化の取り組みに対する助成、後継者・担い手育成対策の強化、農業機械更新への助成など、総合的な農業振興対策を講じること。中山間地直接支払い制度の拡充、改善を政府に要求し、その積極的活用をはかること。集落の取り組みに対する支援を抜本的に強めること。

有害鳥獣対策予算を大幅に増額し、効果的な駆除・防除対策を実施すること。国に対し、有害鳥獣対策への助成制度と被害補償制度の確立を求めること。

この間の府内の「農協合併」は、農家組合員や職員の声も無視して強引に推進され、そのうえ「経営一辺倒」で支所の廃止や営農部門の切り捨てなどがすすめられてきた。また、労働組合への不当な攻撃と権利侵害が行われてきた。これらは農家の営農を守る農家自身の組織としての農協本来の役割を投げ捨てるものである。農協が民主的な運営にもとづき、農協本来の役割をとりもどすよう、府として指導を強化すること。

## 5. ゆきとどいた子育て環境の整備で、安心して子育てができる京都に

京都府における合計特殊出生率は1・15となるなど、少子化傾向がますます進んでいます。若い世代においては、高い失業率と不安定な雇用や家庭を犠牲にする長時間労働の拡大、収入の減少や経済的負担の増加、保育所の不足など、子どもを産み育てることが一層困難になっており、小泉内閣のすすめる「構造改革」は、それらの現状にますますの困難をもたらそうとしています。国民の暮らしを支え、人間らしい生活をとりもどす「ルールある経済社会」の方向への転換と地方自治体の子育て対策に対する予算を抜本的に拡充するよう、国に求めるとともに、本府として、府内市町村と連携して、安心して子どもを生み、育てることのできる条件づくりをすすめることが大切であり、次の諸対策の実施を強く求めます。

乳幼児医療費助成制度を、通院も入院と同様に、就学前まで無条件に無料化し、救急医療をはじめ小児医療体制の整備をはかること。府立医科大学附属病院の建て替え整備による「小児医療センター」は、小児医療の総合的拠点にふさわしい内容となるよう整備・拡充すること。あわせて、患者家族宿泊施設の整備を行うこと。

「きょうと未来っ子いきいき推進計画」の具体化にあたっては、子育て家庭の経

済的負担の軽減をはじめ、住民・関係者の要求・意見を積極的に反映させること。また、企業の行動計画づくりと有給休暇や労働時間短縮など労働条件の改善に向けて、国と協力しながら指導・援助を強めること。養護学校児童生徒をはじめ、障害児をふくむ学童保育体制の抜本的整備、保育料の軽減、一人親家庭への支援の強化などにつとめること。中高生を対象にした障害児放課後サポート事業の拡充を図ること。

改正DV法の趣旨にもとづき、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターの体制を強化すること。また、京都市内と府北部、南部に配偶者暴力相談支援センターを設置すること。吉田母子寮、綾部若草寮の整備と機能拡充、児童養護施設の増設などを行い、緊急一時保護施設、母子生活支援の拡充を行うこと。公営住宅母子優先入居枠の拡大、民間シェルターへの財政支援など、被害家庭への総合的支援体制を確立すること。そうした内容をふくむ京都府の「基本計画」を早急に策定すること。

児童相談所について、24時間の児童虐待相談体制を確立すること。児童相談所に「子ども家庭相談センター（仮称）」を設置するなど、被虐待児童と家族への総合的支援が可能となるよう機能を拡充すること。

「子ども発達支援センター」は、外来診療予約が半年から一年待ちという状況を一刻も早く解消し、ADHD・LD・高機能自閉症などの障害児もふくむ障害児の早期発見・早期療育体制を確立するため、精神科医師や専門スタッフの増員を行って診療・療育・相談体制の拡充・強化を行うこと。新センターへの交通手段の改善と保育室の設置を行うこと。同センターの地域療育部門の拡充を図り、北部にも地域療育センターを整備すること。

アレルギー性疾患対策についての府としての総合的な方針を確立すること。アトピー、シックハウス症、ぜんそくなどアレルギー性疾患について実態調査を行うこと。アレルギー性疾患に対する専門知識をもった保健師や栄養士などの積極的な人材の育成、研修などの系統的で計画的な支援と「アトピー110番」など気軽に相談できる窓口の設置を行うこと。

## 6. 府民だれもが、いつでも、どこでも安心して受けられる医療・介護・障害者福祉サービスの充実を

小泉内閣が進める「構造改革」のもと、高齢者への定額負担やサラリーマンへの3割負担の導入、国保料値上げと国保証の「取り上げ」で、深刻な医療抑制が広がっています。介護保険制度や障害者支援費制度の「改悪」では、負担増と給付の抑制策がいつそう強められ、府民の不安が広がっています。京都府でも洛東病院の廃止など、小泉「構造改革」と同じ福祉切り捨てが強行され、「官から民へ」の流れが加速されています。こうしたやり方を改め、府民のいのちと暮らしを守る京都府として、社会保障予算の抜本的増額と国民のための制度改革となるよう国に要求するとともに、本府として、次の諸対策の実施を強く求めます。



介護保険制度の「改悪」で、施設入所者やサービス利用者からの給食費・居住費の徴収などの負担増がはじまり、深刻な利用抑制が生まれており、こうした実態を府として市町村と協力して緊急に調査し、低所得者等への負担軽減策をただちに具体化すること。また、在宅、施設両面での介護基盤整備に必要な予算を確保し、恒久的な低所得者に対する保険料・利用料の減免制度を設けること。そのために、介護給付費に対する国庫負担割合を2分の1に引き上げるよう国に求めること。

施設・在宅両面での基盤整備を計画的にすすめ、特別養護老人ホーム等の入所待機者の解消をはかること。介護者激励金を復活すること。宅老所をはじめとした「地域密着・小規模多機能ホーム」等の拡充、地域ネットワークづくりなどをすすめること。また、成年後見制度による財産管理への助成、認知症の専門的治療・研究をすすめること。「第4次高齢者保健福祉計画」の策定にあたっては、これらを反映させた計画とすること。

障害者「自立支援」法により、これまで公費負担医療とされていた精神、更生・育成医療等に1割の「定率負担」が導入される中、府として、低所得者に対する軽減制度を創設するとともに、「福祉・医療制度」の拡充を図るなど、重度障害者を含む継続的医療が必要な障害者への支援を行うこと。障害者自立支援計画などで出された関係者の要望に真摯に応えるとともに、障害者のサービス基盤の地域偏在を解消するため、京都府の役割を發揮すること。

患者負担増による深刻な受診抑制のもと、高齢者、母子家庭、障害者等を救済するため、独自の福祉医療制度を検討、創設すること。また、「高額医療費の償還払い」の手續の簡素化と窓口負担の軽減、重度心身障害老人健康管理事業の3級への拡大を行うこと。

06年度の「地域医療計画」見直しにあたっては、がん対策、脳卒中対策、急性心筋梗塞対策、糖尿病対策、小児救急を含む小児医療対策、周産期医療対策、救急医療対策、災害医療対策、へき地医療対策などについて、具体的な数値目標をあげ、住民への医療情報を十分に提供した上で、地域で整備すべき医療機関と連携のあり方等について、住民参加で計画策定を進めること。

府北部の医師、看護師、OT、PT、ST不足への抜本的対策を講じること。また、看護師確保対策として、府立看護学校の養成定数を増やし、就労支援策を充実させること。府の「第6次看護師需給見通し」見直しにあたっては、現場の状況を正しく把握し、実効ある養成・確保・定着対策を確立すること。准看護師移行教育のための「二年課程通信制」の早期開設を行うこと。

小児救急医療体制の整備のためのマンパワーを確保し、救急医療情報システムの充実、常時受け入れ可能な三次救急医療機関の整備を図ること。また、がん対策の総合的推進のため、府立医大附属病院の都道府県がん診療拠点病院の指定とともに、二次医療圏毎の地域拠点病院の指定、「地域がん登録」事業の改善を図ること。府立与謝の海病院に、救命救急センター、精神科病床、心臓血管外科の整備及び亜急性期病床、がん診療等の機能拡充を図り、また、リハビリテーション機能を確立すること。C型肝炎対策、高次脳機能障害への対策など、新たな医療課題に対する体制

の整備・拡充を図ること。精神科救急医療体制の整備を引き続き進めること。

京都府の総合的なリハビリテーション提供体制を早急に確立すること。回復期、維持期、職場復帰などの一貫したリハビリテーション体制を構築し、民間が受け入れることが困難な脊椎損傷や高次脳機能障害など重度障害者のリハビリ医療確保のために、府が責任を果たすこと。

国民健康保険への国庫負担を45%に戻すよう国に求め、高すぎる保険料の引き下げを実現し、保険料を払えない状況をなくすこと。また、保険証の取り上げ、資格証明書・短期証の発行を市町村におしつけないこと。医療費一部負担金の減免制度、法定減免や申請減免制度について、市町村に働きかけ、制度が実際に活用されるよう指導すること。

生活保護費の国庫負担金を堅持し、老齢加算や母子加算等を元に戻すよう国に強く求めること。生活保護の申請用紙を関係機関の窓口を設置するなど、生活保護を受けられる権利を保障すること。医療券方式を医療証方式にきりかえるなど、抜本的な改善を行うこと。生活保護世帯への見舞金を復活させること。

## 7. 大規模開発・公共事業の抜本見直しで、不要不急の事業を中止し、公共事業は災害対策・生活基盤整備に切りかえを

大規模開発・大型公共事業は、単に規模を縮小するだけでなく、中止を含めて思い切った見直しを行い、府民の命と財産を守るため、地震・風水害など防災対策を最優先とするとともに、公共事業を生活密着型の基盤整備に切りかえるため、次の諸対策を実施するよう強く求めます。

台風23号等の災害復旧等を早期に完了させること。遅れている河川改修、土石流発生危険箇所や地滑り危険箇所、堤防危険箇所、急傾斜地、老朽ため池、浸水常習地域等の改修を急ぎ、災害防止対策を抜本的に強化すること。また、舞鶴市の高潮による浸水被害への抜本的対策を講じること。

活断層調査の促進、東南海・南海地震の「防災対策推進地域」の山城地域の追加指定など、大規模地震対策を強化すること。学校、公共施設の耐震診断、補強工事を急ぐこと。木造住宅の耐震診断制度を無料化し、耐震住宅改修への助成制度を創設すること。

和田ふ頭、丹後大規模公園、木津川右岸運動公園などの建設はいったん中止すること。学研都市開発計画は、全面的な見直しをすすめ、自然が生かされたまちづくりへと転換すること。畑川ダム建設は、過大な水需要予測を再検討し、ただちに中止すること。

丹生ダム・大戸川ダム計画は、利水面からだけでなく、治水についても見直し、完全に撤退すること。天ヶ瀬ダム再開発計画は、府として、過大な水需要計画を改め、水利権を放棄するとともに、宇治川の景観・環境破壊を進めることから中止を求めること。

府営水道について、住民の負担軽減措置を行うこと。乙訓浄水場系の運営は、責任水量制を見直し、2市1町との「給水に関する協定」をいったん白紙にすること。

京都市内高速道路は市内の交通渋滞と環境破壊をいっそうすすめるものであり、建設の中止を求めること。本府は、阪神道路株式会社から撤退すること。第2名神高速道路（宇治田原～城陽間12・9km、城陽～八幡間4・8km）の建設をやめるよう国に求めること。高速道路とそのアクセス道路建設優先の道路政策を改め、府民の生活と地域経済に結びついた生活関連道路の建設・整備優先に切りかえること。

公共事業の発注にあたっては、「公共工事入札・契約適正化促進法」にもとづき、入札及び契約の透明性を確保し、談合など不正行為の排除や元請・下請の契約関係の適正化につとめること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、ランク別などの条件付一般競争入札を基本とすること。公共工事に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保するため、実態調査と「公契約条例」の制定を行うこと。

府営住宅をストック活用だけでなく、府民の住宅要求に応え計画的に建設すること。府営住宅の建設から管理運営までを大手企業の営利に委ねるPFI手法の導入はやめること。既存住宅へのエレベーターの設置などバリアフリー化を急ぐこと。エレベーターの電気代及び耐用年数がすぎた長期入居者の部屋の畳・ふすま等の取替えは、府の費用負担で行うこと。

マンション管理適正化法の趣旨にのっとり、府として早急に実態調査を行い、専門家によるマンション総合相談窓口の設置、管理組合の育成・援助、大規模修理に対する融資など、府独自の対策を行うこと。

「都市再生緊急整備地域」の指定など、民間企業主導の乱開発をすすめる施策に反対すること。キリンビール跡地の開発については、キリンビールに計画の再検討を求めること。

世界歴史遺産、伝統的建造物、重要文化財などの周辺にバッファゾーンを指定し、景観保全をはかること。景観法の積極的活用をはかり、マンション建設等に高さ・意匠規制を強化すること。地域景観を保全・活用したまちづくりを進めるため、「京都府景観条例」（仮称）を策定すること。

## 8. 「環境京都」にふさわしい環境行政の確立を

COP3の開催地・京都でこそ、十分な府民参加と議論の上で「京都府地球温暖化対策条例」（仮称）を制定し、その実行に京都府と事業者が責任を持ち、広範な府民参加のなかで、目標達成にむけた実効ある取組みを促進する必要があります。また、環境汚染を規制し、生態系を守るための環境行政を強化することが求められます。環境破壊につながる大型公共事業はいったん凍結し、見直しのための住民参加と情報公開、代替案の検討が必要です。よって、次の諸施策の実施を求めます。

「京都府地球温暖化対策条例」（仮称）で掲げる温室効果ガスの削減目標（2010年までに1990年比で温室効果ガスの総排出量を10%削減する）を達成するため、排

出量の大半をしめる産業、運輸部門の対策を抜本的に強化すること。

また、都市再開発や地域の各種開発プロジェクト等による浪費と環境破壊をなくし、エネルギーの効率的利用、再生可能エネルギーの開発・利用を促進するなど、資源エネルギーの浪費構造をあらため低エネルギー社会に転換するようつとめること。風力・太陽光発電など環境に配慮した自然エネルギーの普及・活用・開発に本格的に取り組み、電力会社に対し、安定した価格での買い取りを義務付けるよう国に求めること。

地球温暖化防止に逆行する年間 880 万トンものCO<sub>2</sub>を排出する舞鶴石炭火力発電所の操業を中止し、2号機建設は行わないこと。また、京都市内に大量の自動車呼び込み、環境を悪化させる京都市内高速道路の建設はただちに中止を求めること。都市の環境を保全・回復し、河川敷の緑化や屋上、壁面緑化の推進などを含めて市街地の緑化などの対策を強化し、ヒートアイランド化を防止すること。

府内各地で依然として続発している産業廃棄物の不法投棄を根絶させるために、府が策定した「産業廃棄物規制条例」にもとづいて、徹底した立ち入り検査の実施、不法投棄のルートと関与者の解明、違反者はもちろん排出者の責任による撤去を実施させ、行政による代執行も含めた実効ある措置をとること。

ごみの発生を設計・生産段階から削減する拡大生産者責任を明確にしていない家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法などの改正を国に強く求めるとともに、府としても、市町村に対する積極的な指導援助を行うこと。

府の「ゴミ処理広域化計画」を見直し、市町村に強制しないこと。ゴミの発生抑制と減量化のための施策を促進すること。また、RDFの製造・貯蔵を含む廃棄物処理場について、安全基準が策定されないもとの設置については認めないこと。

ダイオキシン対策を引き続き強化すること。調査・監視体制の強化とともに、発生源対策を抜本的に強化すること。国と事業者の責任で、ダイオキシンの発生を未然に防止するよう求め、府は、事業者が製造の段階から塩化ビニールなど、ダイオキシンの発生の原因となる物質の生産を大幅に減らし、使用後は回収して再利用を図るよう指導を強めること。また、府として、府保健環境研究所にダイオキシン検査体制を整備するなど、体制の強化をはかること。

多発している工場跡の土壤汚染にたいし、土壤汚染対策法も活用して、実効的な対策を講じること。また、有害化学物質による環境汚染を防止するため、PRT法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）にもとづいて、有害化学物質の調査・研究など対策の抜本強化をはかること。とくに、ディーゼル車の排ガス規制の強化など二酸化窒素や浮遊粒子状物質削減対策、有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、ジクロロメタンなど）の環境保全目標の達成、内分泌攪乱物質（環境ホルモン）への本格的な対策、シックハウスの問題への抜本対策等を講じること。

今年度から徴収が開始された「産業廃棄物税」が、産業廃棄物の減量化・リサイクル技術の研究開発支援などをはじめ、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進に生かされるよう取組みを検討、開始すること。中小企業の公害防止対策や

公害対策の研究・開発について、助成制度及び税制上の優遇措置の拡充をはかること。

重大事故が相次ぐ原発の総点検、老朽原発の段階的廃止を国と関西電力に要求すること。原発防災計画は府内全域を対象としたものに改めること。もんじゅの再稼働、高浜原発3・4号炉のプルサーマル計画の中止を求めるとともに、久美浜原発計画の中止を求め、事前環境調査を行わせないこと。

府内で808種が絶滅の危機に瀕していることから、これら絶滅危惧種の保全対策を進めるための保護条例を創設し、絶滅が危惧される野生生物を地域ぐるみで保全するため、府民啓発や無秩序な開発規制に取り組むこと。

## 9. 教育基本法と「子どもの権利条約」を生かした「教育改革」と学校づくり、文化・芸術・スポーツの振興を

教育行政の第一の責務は教育条件の整備であり、「30人学級」の早期実現や私学助成の拡充など、府民の切実な願いに応えることです。政府・自民党が、教育の荒廃の原因を教育基本法に求め、その改悪をねらう策動には根拠も道理もありません。国の教育介入と不当な支配をやめさせ、父母、子ども、教職員、住民が主人公の真の教育改革にきりかえるため、次の諸施策の実施を求めます。

教育基本法の改悪にきっぱり反対し、侵略戦争を美化する教科書を採択しないこと。また、義務教育費国庫負担制度を堅持して、教育の機会均等、教育水準の確保と無償制の原則という国の責務を果たすよう、国に求めること。

学級再編基準を改善し、少人数学級については「選択実施」にとどめず、府独自でも30人学級の早期実現をはかること。また、小学校段階から「できる子」「できない子」に分ける習熟度別授業の画一的押しつけと強制をやめること。さらに、点数至上主義がはびこり、競争の教育に拍車をかける「学力診断テスト」や「業者テスト」の実態を調査し、改善と是正をはかること。いじめ、不登校、学級崩壊などの教育困難に対して支援体制を強化すること。

「府立高校改革推進計画」にもとづく高校統廃合計画を撤回し、希望するすべての生徒にゆき届いた高校教育の機会を保障し、地域の高校を守り発展させること。総合選抜入試制度つぶし、通学区域の拡大、高校序列化や中高一貫校化など、「特色」の名で高校間格差と競争の激化、地元の高校に入りにくくなる制度改編をやめること。通信制・定時制の廃止・縮小をやめ、南部地域に新設すること。

南山城養護学校の超過密状態や向日が丘養護学校の医療やケアを要する子どもたちの長距離・長時間通学が、今後6年間も解消されない府南部養護学校再編計画を見直し、宇治市、八幡市、城陽市に一刻も早く養護学校を新設すること。特別支援教育の実施・移行に際しては、障害児教育の後退でなく、障害児学級の存続と発展、通級指導教室の拡充・整備など、障害児教育条件のさらなる拡充を行うこと。LD、ADHDなど新たな障害児教育の対象となる子どもたちへの支援体制を充実するこ

と。そのために必要な教職員の増員をはかること。

安上がりの教育をすすめるための、2,000名をこえる定数内外の臨時教員の配置を抜本的に改め、正規職員の採用を促進すること。また、養護教員、事務職員の複数配置をはじめ、学校給食改善をめざす栄養教諭・職員の全校配置、専任の図書館司書の全校配置など、ゆき届いた教育を進めること。

耐震補強工事や普通教室の冷房化、バリアフリーの促進などをいっそうすすめること。そのために、国に対し国庫補助制度の拡充を求め、市町村への支援を行うこと。

義務教育費無償の原則に基づき、教育費の保護者負担の軽減を図るとともに、就・修学援助制度の拡充、高等学校等の授業料負担の軽減や通学費補助の拡充、各種奨学金制度の充実を図ること。私学助成を大幅に引き上げること。直接助成の単価改定、授業料減免制度の拡充を行うこと。

「文化力による京都活性化推進条例」の運用にあたっては、これが真に府内の文化・芸術の振興に資するよう財政措置も含め府の責任を果たすこと。公的スポーツ施設の増設、整備の拡充、利用料金の引き下げなど、府民のスポーツ活動の振興をはかること。

## 10. 地方交付税削減など国の地方財政切り捨てに反対し、住民自治の確立、「府民が主人公」の府政運営を

政府は、この間、強引な市町村合併を地方に強要する一方、地方交付税や国庫補助負担金の大幅削減など地方財政の切り捨てを進めています。こうした地方財政切り捨てに反対する広範な自治体関係者などのたたかいをいっそう発展させるとともに、真に市町村自治の確立をはかるため、いっそうの情報公開と府民参加を広げ、「府民が主人公」の府政運営をはかるため、次の諸施策を行うよう求めます。

地方交付税や国庫補助負担金の大幅削減など地方財政の切り捨てでなく、地方交付税制度の維持・拡充、義務教育費や生活保護費などナショナルミニマムを保証するための国庫負担金を堅持するよう強く国に求めること。

府として、市町村合併の押し付けや介入はいっさいやめ、市町村の将来はあくまで住民自身の自主的判断で決められるよう、徹底した情報の公開と住民投票など住民の意思を尊重すること。

「自立」をめざしてがんばる規模の小さい市町村や住民の地域づくりを支援するため、財政的支援及び専門職等の人的支援を強化するとともに、地域おこし事業への支援の拡充、市町村振興資金の低利への借り換えなどを強化すること。

市町村と連携し、過疎地域をふくめ通院・通学などの「生活の足」の確保、地域住民の「交通権」を保障するための財政的支援の拡充を国に求めるとともに、府としての財政面もふくめた支援強化をはかること。コミュニティバス路線の確保など、生活関連交通機関の整備・充実をはかること。

男女平等のいっそうの促進を図るため、策定された「男女共同参画条例」の運用にあたっては、憲法及び女子差別撤廃条約の男女平等の理念の徹底、母性保護、事業主・企業主責任、行政機関から独立した苦情処理・救済機関の設置等、その実効性が担保される措置を検討・具体化すること。

政策方針決定過程への女性の参画の促進、各種審議会への女性委員の登用をすすめる、委員の人選にあたっては、公募を含め公正・公平を期すこと。

地方労働委員会の労働者委員の任命にあたっては、「連合」独占をやめ、労働組合の構成比率を反映したものにすること。各種委員会、審議会については、すべての委員会及び審議会等について、傍聴の実現、関係資料の公表、府民の意見表明を完全に実施すること。あわせて、委員の公募を進め、いっそうの府民参加をはかること。

パブリックコメント制度は、形式的にせず、必要な情報の公開、出された意見の尊重、施策への反映など、改善をはかること。また、府民からの発議も対象とし、施策に反映させること。

知る権利の保障、原則公開の精神にのっとり、非開示条項の適用範囲を限定し、意思形成過程の情報であっても公開するなど、府情報公開条例の運用を抜本的に改善すること。公安委員会・警察本部の情報公開は、警察当局による恣意的な判断が優先されないようにすること。府からの出資、出せん、補助金の交付を受けている法人等には情報公開を義務化すること。

個人情報の保護がされず、「国民総背番号制」に道を開く住基ネットを中止するよう国に求めること。また、「防犯カメラの設置及び利用に関する条例」(仮称)を制定し、住民のプライバシー侵害を排除する厳格な規定を定めること。

保健所や土木事務所の現場対応能力の強化など、府民の安心・安全、利便性の向上を第一においた広域振興局体制の抜本的見直しを行い、組織のあり方を実情に即したものに改めること。

## 11. 自衛隊のイラクからの撤退を国に要求し、憲法を暮らしに生かす平和な京都を

12月14日に派兵期限を迎えるイラクへの自衛隊派兵について、陸上自衛隊幕僚監部が派兵延長に備えて、準備を始める指示を陸自東部方面隊に出したことが伝えられ、防衛庁・自衛隊は派兵延長に向けた準備をすでに開始したとされています。

しかし、イラクは米国の無法な戦争と占領支配の結果、治安は悪化の一途をたどり、「最悪の戦争状態」(イラク・ジャフアリ首相)となっており、イラク・サマワの陸自宿営地を狙った攻撃など、日本政府の「戦闘地域ではない」という派兵の口実は完全に崩れています。

一方、国内では、すべての国民や地方自治体に戦争協力を義務付ける有事・戦争体制づくりが急速に進み、京都府も「国民保護計画」作成を進めています。この間、舞鶴の自衛隊基地からは、護衛艦「はるな」、イージス艦「みょうこう」がインド洋に派遣され、憲法違反の軍事作戦に従事しています。

「日本を海外で戦争をする国」にしようという流れをたち切り、憲法を守り、平和な京都を築くため、次の諸施策を行うよう求めます。

イラクへの自衛隊の派兵期限延長を行わず、即時撤退するよう強力に国に働きかけること。

国民を罰則つきで戦争に強制動員する武力攻撃事態法などの「有事法制」及び国民保護法の廃止を国に強く要求し、国民の基本的な人権、報道の自由及び医療機関や自治体労働者などの権利を侵害する「国民保護計画」づくりは中止すること。

アメリカとともに日本が海外で戦争ができるようにする憲法9条改悪のたくらみに反対し、憲法を暮らしに生かす府政をすすめること。改憲のための「国民投票法」制定を行わないよう国に求めること。

周辺住民に不安を与える自衛隊の空砲演習や市街地訓練、さらに府民を巻き込むヘリコプターや艦船への試乗、学校等での現職自衛官の講演については、その中止を求めること。長池演習場の実弾訓練の鉛汚染について、府の責任で土壌や水質の調査を行い、自衛隊に改善を求めること。